

桃山学院中学校高等学校防災マニュアル

2010年3月31日
常務理事会承認

本校施設災害対策要綱に基づき、災害から生徒及び教職員等の生命及び身体を保護するため、以下のとおり防災マニュアルを定める。

1 防災対策

昭和町キャンパス施設統括者(校長)は、次のとおり防災対策を実施する。

(1) 施設、設備及び土地並びに危険物等についての安全対策

- ① 昭和町キャンパスの安全点検を定期的実施し、異常を発見した場合は速やかに補強、修復を行なう。
- ② 施設のロッカーや書棚等の転倒、落下等を防止するための措置を講じる。
- ③ 危険物の保管等については、在庫管理も含め適正な管理を行なう。
- ④ 危険状況(気候等)の的確な把握に努め必要な措置を講じる。

(2) 情報伝達方法の整備

- ① 事務局間の学内伝達体制を整備する。
- ② 職場と教職員の自宅等との連絡方法を整備する。
- ③ 関係機関との情報連絡網を整備する。

(3) 避難場所の周知徹底と避難対策

- ① 避難場所はグラウンドとする。
- ② 避難経路を明確にするとともに、建物内においては廊下等に物を置かないこととする。

(4) 災害時における必要物品の備蓄及び調達対策

- ① 救援物資搬出入及び保管場所は、聖アンデレ館地下1階倉庫とする。

2 災害の種類と水準

本校及び地域社会が甚大な被害を被ると予想される災害は、「自然災害」と「人為的災害」に下記のとおり区別し、災害の基準レベルを下表のとおり設定し、災害発生時には、基準レベルに即した対応を行うものとする。

<自然災害>

・ 大地震	震度4	家屋が激しく揺れる中震
	震度5	家具類が倒れる強震
	震度6	がけ崩れや家屋が倒壊する烈震
	震度7	断層や家屋倒壊多発の激震
・ 強風	風速20m	木の小枝が折れる
	風速25m	屋根瓦が飛ぶ
	風速30m	家屋の倒壊も起きる

- ・大雨 1時間に30mmを超える降水量

<人為的災害>

- ・大火災・爆発 大規模な火災やガス爆発、毒劇物などによる災害。

災害の基準レベル	本校被害	地域被害	対応
0 (災害発生前:台風襲来予想等)	なし	なし	管理責任者(高校教頭)が必要な予防対策を指示する
1	なし～被害小	被害小	管理責任者が管理統括者と協議のうえ必要な措置を講じる
2	被害小	被害中	災害対策本部設置
3	被害中	被害大	〃
4	被害大	被害大	〃

※基準レベルの1～4については、施設統括者が決定する。

3 災害発生時の対応・措置

(1) 重大な災害が勤務時間内に発生した場合

① 避難及び応急措置

- (ア) 教職員は自ら、又は生徒に指示して、安全な場所へ誘導・避難する。
- (イ) 教職員は、二次災害の発生に注意を払い、校舎、通路等の安全を確認する。
- (ウ) 負傷者を発見した場合、教職員は自ら、又は生徒に指示して、保健室と連絡をとりその指示に従う。

② 災害対策本部の設置

- (ア) 施設統括者は、災害対策本部(以下「本部」という。)を設置し、災害対策本部長(以下「本部長」という。)となる。
- (イ) 本部は、聖アンデレ館3階(教務部席)に設置し、聖アンデレ館が倒壊等により危険な場合は、別の場所に設置し、その場所を直ちに必要部署に連絡する。
- (ウ) 本部の組織及び担当業務内容及び連絡体制は、別表1を参照。
- (エ) 本部長は、本部の業務が24時間体制となる可能性が大きいことから、休憩室及び仮眠室並びに寝具等の確保を図り、教職員の心身の健康に留意する。
- (オ) 本部長は、教職員家族の負傷等の状況に応じて、必要な場合は当該教職員を帰宅させる。この場合、交通・道路事情の情報を的確に把握したのち、安全確認の上で対応させる。帰宅した者は、自宅等の応急措置を講じた後、可能な限り早期に職務復帰する。

③ 避難場所(学内施設)の提供

本部長は、大阪市阿倍野区役所と協議の上、構成員または地域住民に対して、安全

な施設を可能な限り提供するため

(2) 重大な災害が勤務時間外に発生した場合

- ① 校長は、本部を設置する。
- ② 本部の組織及び担当業務内容は施設災害対策要綱による。これによりがたい場合、本部長は出勤した教職員に対し担当業務の決定を行う。
- ③ 本部は、聖アンデレ館3階(教務部席)に設置するものとし、聖アンデレ館が倒壊等により危険な場合は、別の場所に設置し、直ちに必要部署に連絡する。
- ④ 出勤する場合の注意
 - (ア) 教職員は、家族、家屋等の安全を確認したのち、速やかに出勤する。
 - (イ) 出勤に当たっては、交通、道路事情の情報をよく確認し、途中の被災状況を可能な限り把握し本部に報告する。
 - (ウ) 24時間体制となることも考えられるので、生活に必要な物を準備し持参する。
 - (エ) 出勤不可能な教職員は、所属の長に報告する。
 - (オ) 本部長は、スタッフがそろった段階で業務分担の整理を行い、分担内容に沿って業務が遂行されるよう指示調整する。

4 災害発生時の具体的対応策

(1) 授業中断等の対応

授業中に地震等の予測不能な災害が発生した場合、教員の判断において以下の安全な方法により生徒を避難誘導する。

- ① 生徒を窓ガラスから離れさせる。
- ② ドアを開けて出口を確保する。
- ③ 落下物に注意する。
- ④ エレベーターは使用しない。(教員用エレベーター以外は自動的に地上階停止となる。)
- ⑤ 屋外に出た場合、建物等から離れて行動する。
- ⑥ けが人が発生した場合は協力して安全な場所へ避難誘導させ、応急措置ができる対策を講じる。避難後は、状況判断を的確に行うため正しい情報を得てから行動する。

5 避難住民の受入れ及び校外からの施設提供要請への対応

近隣の住民が避難してきた場合、本部長は、大阪市阿倍野区役所と協議の上、安全な施設を定めそこへ誘導させ、一時的に緊急避難場所として提供する。避難住民受入れ後の対策については、関係機関と協議する。

6 災害後の復旧及び復興等について

施設統括者は災害発生後、状況を判断のうえ復旧及び復興に関して理事会と協議し、必要に応じ関係行政機関と協議するものとする。

7 生徒等の個人による防災対策および災害発生時における避難行動

(1) 校内における災害発生時の対応

① 本マニュアルの4(1)に基づく教職員の指示により行動する。

(2) 校外(自宅等)における防災活動及び災害発生時の対応

① 防災活動

(ア) 日常より居住地域内の避難場所や住居における避難経路、避難器具の所在等の確認を行っておく。

(イ) 災害発生時に備え、貴重品などをすぐに持ち出せるようにしておく。

② 災害発生時の対応

[地震]

1 グラツときたらすぐに火を消すこと

地震を感じたらすぐに火を消すこと。火の始末が二次災害を防ぐ。

2 まずは、身体の安全が第一！

大きな揺れには、机などの下に身をかくし頭を保護すること。

3 慌てて外にとび出さないこと

むやみに屋外に飛び出すのは危険。状況をよく確かめて、落ち着いて行動しよう。

4 戸を開けて、出口を確保！

地震でドアがゆがみ部屋に閉じこめられることがあるので戸を開けて出口を確保すること。

5 避難指示には従うこと

パニックにならずに、冷静に指示に従って避難しよう。

6 避難は徒歩、持ち物は最小限にすること

避難は徒歩で、動きやすいように荷物は必要なものだけにしよう。

7 正しい情報で行動すること

災害時はデマに惑わされやすくなる。消防・警察などからの情報を確認して行動すること。

[台風・水害]

1 最新の情報を得る

テレビ・ラジオ・新聞が伝える気象情報を絶えず得ておくこと。

2 窓などの戸締まりを早めに

雨の吹き込み暴風に備え戸締まりを早めにする。

3 危険な場所へは近づかない！

増水した川や側溝、マンホールは転落事故につながるので近づかないこと。

4 台風の強い風は吹き返しに注意すること

強風が急に弱まっても、およそ1～2時間後に再び吹き返しの強風が吹くことがある。風が弱まっても注意が必要。強風による飛来物(看板や瓦)には、十分注意すること。

5 早めの避難をする

危険を感じたり、公的機関から指示があったら速やかに避難すること。避難先では、指導者の指示に従うこと。

[火災]

1 初期消火が大切

火が出たらすばやく消火に努めること。普段から消火器の設置場所や消火器材等を確認しておくこと。

2 炎の状態を見極めること

対応できるのは、最初だけで壁や天井に炎が回れば、消火器だけでは無理。煙を吸わないよう、避難しよう。濡れたタオルやハンカチで口を覆い、低い姿勢で。

3 避難経路の確認

避難経路や階段の場所を日常から確かめておくこと。周囲の状況をよく確かめて、落ち着いて行動すること。

4 頭を保護し、危険物に注意して避難すること

落下物、窓ガラスなどに注意し、落ち着いて誘導指示等に従って行動すること。

以上